

会 議 録

会議の名称	平成30年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成30年10月18日（木） 午後6時00分～午後7時14分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成30年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成30年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成30年10月18日(木) 午後6時0分から午後7時14分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成30年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 寄附金管理業務
- ② 職員給与支給業務
- ③ 障害者差別解消相談等に係る業務
- ④ 介護保険業務
- ⑤ 学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジ体育館市民利用業務
- ⑥ 寄附金管理業務変更届
- ⑦ 職員給与支給業務廃止届
- ⑧ 健康増進法による教育業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第10号 障害者地域自立生活支援センター運営委託について

(4) その他

ア 基幹系環境とLGWAN環境間のファイルの受け渡しについて(報告)

イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委 員】

仮 野 忠 男 川 井 康 晴 白 石 孝

多 田 岳 人 樹 一 美 寺 島 麻 希

中 澤 武 久 福 平 良 全 本 多 龍 雄

【市 側】

西岡市長

<企画政策課>

梅原企画政策課長

東條企画政策係主任

<職員課>

鈴木職員課長

長村給与厚生係長

<自立生活支援課>

加藤自立生活支援課長

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

宮奈介護保険係長

薄根介護保険係主任

木村介護保険係主事

<健康課>

石原健康課長

平岡健康係長

<庶務課>

三浦庶務課長

野村庶務係主任

<生涯学習課>

内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長

<情報システム課>

深澤情報システム課長

前園情報システム係長

<総務課>

水落総務課長

中村情報公開係長

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【松行会長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。本日、朝倉委員は都合により御欠席との連絡を受けておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成30年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。

既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等がありますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づきます個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが9件、届出廃止に関するものが3件、届出変更に関するものが1件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第27条に基づく「障害者地域自立生活支援センター運営委託について」の1件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

確かに承りました。

【総務課長】

市長は公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

【松行会長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局もしくは担当課から直接受けることで進行いたしたいと存じ

ます。

では、早速事務局からの説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始9件、廃止3件、変更1件でございます。

2 ページには、部課別の明細となります。

3 ページはその内訳で、備考にある案件番号は順序の番号でございます。今回は、諮問のみの案件はございませんので、案件番号の順序で進行いたします。

また、案件6、7、8の介護福祉課の介護保険業務に関しまして、保有の届出のみとなりますが、資料の調製に時間を要したことから本日の案件の最後に行わせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【松行会長】

ただいま事務局から本日の審議の流れとして、介護福祉課の報告案件について最後に行うという理由が特に事務局から説明としてございました。皆様には慎重審議を期していただくわけですが、限られた時間の中で円滑な案件審議となるよう、御協力を会長からもお願いいたします。

それでは、案件についての説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、5 ページを御覧ください。「健康増進法による教育業務について」、健康課の案件でございます。

健康手帳の交付については、国と東京都の補助事業となっていたことから、交付対象者の年齢や性別等を把握して報告する必要があるため、交付簿を設置していましたが、平成28年度末をもって補助が廃止されました。

その後も交付簿の設置を継続し、平成29年度も交付状況を把握して報告する必要があるのか推移を見守っていましたが、平成29年度が終了した時点でも、平成29年度分の対象者の年齢や性別等を国や東京都へ報告する機会がなく、今後報告の必要がないとの判断をしたこと、ホームページから手帳印刷用データをダウンロードすることが可能なため交付簿のみによる交付数の把握ができないことにより、個人情報を収集する交付簿を設置する必要性がなくなったと判断したため、廃止の届出を行うものです。

6 ページを御覧ください。届出番号 4 1 - 1 「健康手帳交付簿」の廃止届出で
ございます。廃止理由は、個人情報収集せずに健康手帳を交付するよう変更さ
れたためでございます。廃止から 5 年間を保存年限とし、その後は溶解により文
書廃棄を行います。

【松行会長】

ただいま事務局から案件についての説明がございましたが、御質問もしくは御
意見はございますでしょうか。

【本多委員】

5 ページ目の提案理由なのですが、実際これは国の制度改正に伴って個人
情報保護の保有等を廃止するというところでよろしいのでしょうか。

【健康課長】

こちらは健康増進法に基づきまして、平成 2 8 年度まで国庫補助事業の位置づ
けもあわせ持った形で事業を継続してまいりました。その後、平成 2 9 年度から
国庫補助のほうで廃止されまして、任意の事業という形になったところで、今ま
では、がん検診を受ける際に、がん検診受診者にお渡ししたとか、そういった記
録を国のほうへ報告していたところでございますが、任意事業となったところで、
そういった簿冊の廃止をするものでございます。

【多田委員】

この 6 ページで保存年限が 5 年とあるのですが、健康手帳を交付する形式に変
更したのであれば、保存年限 1 年ぐらいですぐ処分してもいいのではないかなと
思うのです。この点はどうでしょうか。

【健康課長】

今までがん検診であるとか、健康教育事業ですとか、文書、記録の保存を 5 年
にしているものとセットでこちらの届出簿についても対応するような形で保存
していた関係から 5 年保存しておく、対象事業との関連を見る上で 5 年間保存し
ておくことが必要ではないかと、健康課のほうでは考えているところで、5 年後
に廃棄することがよいのではないかと考えているところでございます。

【松行会長】

他にございますでしょうか。

特にないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、7ページを御覧ください。「寄附金管理業務について」、企画政策課の案件でございます。

ふるさと納税業務については、平成30年度第1回及び第2回の本審議会にて、ポータルサイトを通じた寄附及び市役所窓口での寄附を受け付けるための諮問及び届出について御承認いただいたところですが、運用を10月より始めるにあたり、2件の保有開始届出と1件の届出変更を行うものです。

「市町村民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」については、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで確定申告を行わずに受けられる特例制度である「ワンストップ特例」についての取扱いを行うにあたり、保有開始の届出をするものです。

寄附者が小金井市に対して国の申請様式を利用して申請書を提出したものを、小金井市から寄附者の住所地自治体に情報を送るという手続となります。

「がんばれ小金井寄附金（ふるさと納税）申込書」については、がんばれ小金井寄附金（ふるさと納税）について、窓口で寄附を受ける場合の申込書の様式が確定したため、今回保有開始の届出をするものです。

また、変更の届出については、第1回個人情報保護審議会にて届出済みの「がんばれ小金井寄附金（ふるさと納税）台帳」について、寄附者への連絡等、実務上必要であるため、保有する個人情報に「電話番号」の追加を行うものです。

8ページを御覧ください。届出番号01-39「市町村民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでございます。様式については9ページに付けております。

10ページを御覧ください。届出番号01-40「がんばれ小金井寄附金（ふるさと納税）申込書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでございます。様式については11、12ページに付けております。

10ページにお戻りください。電算入力の有無が「有」となっているのは、前回の情報公開・個人情報保護審議会において諮問いたしました、ふるさと納税関連業務委託システム上で個人情報のやりとりを行うことによるものでございます。

13ページを御覧ください。届出番号01-37「がんばれ小金井寄附金（ふるさと納税）台帳」の変更届出でございます。変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。変更内容は、個人情報の記録項目に「電話番号」を追加するものでございます。変更後の様式については14ペ

ージに付けております。

【松行会長】

本案件につきまして、御意見あるいは御質問ありますでしょうか。

【中澤委員】

電話番号を追加することに変更したとあるのですけれども、私、大学での同窓会の今年、幹事をやっているのですけれども、むしろこれからのことを考えると、Eメールアドレスは費用がかからないこと、電話番号よりEメールアドレスのほうが留守の場合でも連絡が取りやすいということを見ると、Eメールアドレス等を様式に入れ、両方併用で記入してもらう方が、効率的じゃないのかなと思ったのですけれども。うちの場合だと留守電で、1日、誰も出ないようにしてあるのです。本当に必要な用事の方は、折り返してくださいということを行ってくるので、そういう意味で、今後の5年、10年先を考えるとEメールとの併用を考えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

振り込め詐欺でも、電話に出ないようにということを盛んに警察が発信されていますからという意見です。

【企画政策課長】

台帳につきましては、今回は電話番号ということで追加をさせていただきたいと思っておりますけれども、世の中の流れ等もございますので、Eメールアドレスについても今後検討してまいりたいと考えます。

【福平委員】

電話番号といったら、自宅の電話番号だと思うのですが、今、自宅の電話番号がない人がたくさんいて、みんな携帯なのですが、これは括弧して携帯とかと書くわけにいかないものなのですか。

【企画政策課長】

電話番号についての御質問をいただきました。こちらにつきましては、御自宅の電話番号でも携帯電話でも、どちらでもこちらとしては構いませんので、そのような意味も込めまして電話番号という記載にしてあります。

【福平委員】

括弧して携帯と入れておいていただくと助かると思うのですがね。

【仮野委員】

携帯を含むとするほうが丁寧です。

【多田委員】

私も携帯電話のところを尋ねようと思ったら、聞かれてしまったので。

もう一つあるのですが、これは個人情報とは関係ないのですけれども、3の「寄附金の使途」というところで5つ、項目があるのですが、これはチェック式じゃなくて、自由筆記のほうが熱い思いが小金井に届くのではないのかなと思って、これだと何となく、教育に関すること、みどりに関すること、漠然とし過ぎているので、ここにこれだけの金額を使ってほしいみたいな感じで自由筆記にさせたほうがいいのではないかなと。

【企画政策課長】

寄附金の使途というところについてでございます。こちらにつきましては、このような形で5つの中から選んでいただく形としておりまして、現状ではこの形でさせていただきたいと思いますが、今後の検討課題ということにはさせていただきたいと思います。

携帯電話のところについても、携帯を含むとか、国の申請書ということで決まっているものについては、こちらのほうでの変更は難しいのですけれども、市のほうで定めておりますものについては検討させていただきたいと思います。

【福平委員】

11ページの3番なのですが、「小金井市を応援します。」という、チェックをするところに、「みどりに関すること。」というのですが、ちょっと「みどり」って何？と、ちょっとわからない。「福祉に関すること。」とかいうのはわかるのですが、「みどりに関すること。」はちょっと言われても、何これ？と思うのですが、どうですか。

【多田委員】

私としては、この4つとも漠然としているなど。例えば「みどり」と言っても、外見の緑を保全してほしいのか、都市農地を保存してほしいのかとか、「教育」だったら図書館の蔵書を増やしてほしいとか、エアコンを設置してほしいとか。

【中澤委員】

「環境」と「みどり」と重なりそうですよね。

【企画政策課長】

こちらにつきましては、従来からこの形でやらせていただいているところでございますが、少々わかりにくいのではないかという御意見をいただいておりますので、その点については今後検討をしてみたいと考えます。

【仮野委員】

今の関連。この寄附金の使途の5項目は、国か何かで定めた項目なのですか。これは小金井市独自の項目ですか。

【企画政策課長】

こちらにつきましては特段国で定めているとか、そういったものではありませんので、小金井市のほうでこういった形にさせていただいているということでございます。

【仮野委員】

それなら、これは個人情報にかかわる話じゃないのだけど、ふるさと納税というのは一口で言えば小金井市を応援しますという話でしょう。それがまず第一の選択肢にあつて、それで、あと具体的に教育だ、みどりだが出てくるのだけど、これはおかしくないですか？全体に小金井市を応援しますというのが趣旨でしょう。その後、具体的に、応援するのだけれども、この分野で特に使ってくださいという使途が付くならわかりますよ。選択肢の並べ方が不自然。

【企画政策課長】

こちらにつきましては、寄附金の使途ということで、特に分野について、教育とか、みどりとか、そういったことを指定せずに、全て含めた形で、どれでも構わないという形の選択肢が最初の「小金井市を応援します。」というところになっておりまして、その後に分野ごとに選んでいただく形にさせていただいています。

【中澤委員】

福平さんの質問は、「みどり」がイメージが湧かないから、カンマ付けていいかどうか分からないという具体的な内容に、「みどり」って何ですかという質問には答えられてないから。

【松行会長】

なるほど。会長から一言言うと、緑だけに限らず、こういう便利な言葉とかあるわけですね。一種の便利な言葉になっている、緑というのは。だから、環境、自然環境保護とか、社会環境保護を含めて、緑というのは緑化推進とかいろんな、緑という言葉を見ると、それですぐ心理学的に第1連想で、第2連想するものというのはおのずとぽっと出てくるわけですが、しかし、平仮名で書いた「みどり」というのは一体、具体は何かというと、厳密に議論すると、これはまた最初の福平委員の御指摘どおり、やはり曖昧な言葉であるということには間違いはないと思うのですね。

したがって、小金井市独自のこのカテゴリーの表現であること、それから、小金井市全体を応援する大前提のもとに、どういう分野を推すかという仮野委員の御発言の趣旨を含めまして、これまでのたくさんの委員の御意見や御質問を含めて会長が考えますと、ここは全体、もう一度、そういう今日の御議論の内容を含めてもう一度、再確認した上で本番のわかりやすい、曖昧さの少ない、それから、論理上の全体を推すことと個別特定部門を推奨する、選択する、そこらの関係性を比較的間違いが起りにくい表現にもう一度、フループしていただいではどうかと。

今の議論、たくさん出ましたので、会長が一言、まとめますとそういうことだろうと考えますので、担当課におかれましては、そこはよろしく御検討のほど、最終印刷に当たりましてはそういう考えで整理をしていただきたいと、こういうことでよろしゅうございますか。

【福平委員】

最後に一言だけ。これは、ふるさと納税というのは小金井市を応援するという事で、例えば「教育に関すること。」で、申し込んだ全員がみんなここに、「教育に関すること。」とチェックしたら、それについてフィードバックされるわけじゃないでしょう。されるのですか、知りませんが。だったら、小金井市を応援することだけで、それでオーケーじゃないかなと私は思います。

【企画政策課長】

「教育に関すること。」とか、「みどりに関すること。」という形で選んでいた場合には、それに関する基金に積んだりとか、そういう形で御希望された使途に沿うような形で対応させていただいているところでございます。

「小金井市を応援します。(市長に一任)。」というときには、そういったことでなくても、広く市政全般の中で使わせていただくということで対応させていただいています。

【松行会長】

それでは、議論がたくさん出ましたが、一応、先ほど会長がまとめたような線でもう一度、企画政策課におかれましては、慎重に吟味していただいて、最終の様式を定めていただきたいと思います。

それでは、本案件を承認とさせていただきます。

次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、15ページを御覧ください。「職員給与支給業務について」、職員課、庶務課の案件でございます。

平成29年度税制改正にて、配偶者控除の制度の見直しが行われたことに伴い、給与所得者の配偶者特別控除申告書が廃止され、平成30年度の年末調整業務より、給与所得者の配偶者控除等申告書を使用することとなりました。

これに伴い、新たに個人情報を保有する必要性が生じたため、新規で届出を行うものです。

16ページを御覧ください。職員課の届出番号07-282「給与所得者の配偶者控除等申告書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでございます。様式については20ページ、21ページに付けております。

17ページにお戻りください。届出番号07-65「給与所得者の配偶者特別控除申告書」の廃止届出でございます。廃止理由は、様式が変更となったためでございます。廃止から7年間を保存年限とし、その後は溶解により文書廃棄を行います。

続いて、18ページを御覧ください。庶務課の届出番号30-108「給与所得者の配偶者控除等申告書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりでございます。様式については職員課と共通する様式を使用します。

19ページを御覧ください。届出番号30-53「給与所得者の配偶者特別控除申告書」の廃止届出でございます。廃止理由、保存年限、文書廃棄方法は職員課と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から本案件に関する説明がございました。早速御意見もしくは御質問あればお受けいたします。

【多田委員】

これは、この案件だけではないのですが、もう個人番号が導入されているのですから、もういいかげん印影はいいのではないかなという感覚で、この報告書とか保有文書を見ていると、結構いろんなところで個人番号と印影が両方とも出てくるので、もう印影はいいのではないかなというのが私の意見です。

【職員課長】

今御指摘のあったところなのですが、確かにこのところで印の印影を取るということは残っているところなのですが、これにつきましては国の一応制度ということで、こちらのほうでこのところの印を取るということはちょっと

難しいかなというような判断があるということで御理解いただければと思います。

【松行会長】

他にございますでしょうか。

特にないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、22ページを御覧ください。「学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジ市民利用業務について」、生涯学習課の案件でございます。

平成29年度に締結した「小金井市と学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジとの包括的連携協力に関する協定書」に基づき、スポーツの振興を図ることを目的とし、総合学院テクノスカレッジの体育館を市民利用に供する事業の運用を10月から開始するに当たり、様式の届出をするものです。

体育館の市民利用については、平成30年度は月2回、計8回を予定しており、原則、市内在住、在勤又は在学している者によって構成された10人以上の団体を対象とし、あらかじめ団体登録を行った上で、利用についての許可を行う手続になります。手続等は原則教育委員会において行いますが、体育館利用日当日の対応は総合学院テクノスカレッジの担当者に行っていただく必要があるため、団体の代表者の氏名等については本人同意の上で総合学院テクノスカレッジへの提供を行います。

23ページを御覧ください。届出番号33-63「学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジ体育館市民利用業務に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は24ページでございます別紙の「記録項目」を御覧ください。

保存年限につきましては、同じく別紙、「保存年限」の記載のとおりとなり、5年のものと1年のものがございます。

様式については25ページから30ページに付けております。31ページから34ページには「運営要綱（案）」を付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から本案件について説明がございました。早速御意見もしくは御質問があればお伺いいたします。

【寺島委員】

質問なのですが、この団体は10名以上の在学、在勤か住民ということ

なのですが、これ以外の者は認めないということでもよろしいですか。構成員に含まれていない、ほかの住所とかの人が含まれていれば認められないということなのですが。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

先ほど説明させていただいた市内在住、在勤、在学となりますが、例えば練習試合などを行いたいなどの希望がある団体もあると思いますので、そういったところでは、その団体があくまで施設を使っただくところでは責任を持っただくという前提のもとでお呼びして使っただく分には、たとえ他市であっても、それは可能であります。

【寺島委員】

他市から来た場合とかというのも、そういう練習試合などで来た方にも住所とかを書いてもらうということなのではないでしょうか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

団体登録していただく団体に関しては、小金井市内在住、在学、在勤を基本にさせていただきたいと思っていますので、その団体に関しては、この申請の団体登録の段階で皆さんに証明していただかないといけませんので書いていただくと。ただ、お呼びする団体に関しては、先ほど申しましたように、他市から来ていただく場合はこの団体が責任を持つというところで、例えば他市の住所を記入いただくなどの運用は想定しておりません。

【中澤委員】

約定の中に、一団体、月1回3時間、一区分3時間になっているのですが、ちょうど利用する団体で10名以上で、イメージが全然湧かなかったのです。例えばバレーボール大会をしようとする、リーグ戦なら3時間では済みません。1日借りないといけませんし、10名以上で月1回で、かつ1日3時間以内というところをイメージをすることがよく分からないのです。むしろあまりスポーツを増進させるようなイメージが湧いてこないものから、ここを確認したいのです。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

民間団体の施設を利用させていただけるというのは、小金井市にスポーツ施設が非常に少ない中なので、我々、スポーツ振興という意味では大事な部分だと考えています。その部分で今回テクノスカレッジさんが、こういう形で開放していただけるのですが、ただ今回初めてのケースとして、民間施設を利用しますので、

現在3時間で同じ運営をしております総合体育館をモデルとしました。3時間のうちには準備と片付けも入っておりますので、その中で試合というと、確かにおっしゃるようにもっと長い時間が必要になると思うのですけれども、例えば卓球の練習をされたりとか、単純な練習で利用いただく部分では、総合体育館の体育室が同じような形で使っていただいております、我々のイメージとしてはそういう形になっております。

【中澤委員】

月1回、もし卓球でみんなでグループで、10人以上のグループでやるのだったら、月1回だったら、練習が月2回とか3回、場合によれば例外的に3回みたいに、実質的に使い道のないということを私は非常に心配しているのですけれども。

あと、せっかくだから、もう1点。利用者負担金6,600円とあるのですが、約定の最後に、34ページ。そこは6,600円、3時間で6,600円だと、これは1団体ですね。利用者が対象になると、約定を見ると、1団体の「団体」を入れておかないと、負担金を利用者が6,600円という、3時間で6,600円は高いのではと思うので、1団体利用の負担金ですね。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

月1回で使い道があるかないかというのは考え方に確かによってしまいますけれども、この開放がなければ月1回ですら使えませんから、そういう意味では、私は非常にありがたいテクノスカレッジさんの御協力だと思っております。

月1回、3時間の利用というのは、やはりより多くの団体に御利用いただきたいという考えのものです。もっと確保できれば、それは確かに月2回でもというところはありますけれども、今年度に関しては、学生さんがまず優先的に利用されて、その間を縫って我々が利用させていただく形になりますので、その部分では月1回が今年度に関しては限界だと感じております。

6,600円に関しましては、先ほど申し上げた総合体育館が今1団体当たりで6,600円とさせていただいているという例もありますし、また、ここでもちろん予算化に当たっていろいろな経費がかかっておりますが、それらを計算し、受益者負担の考え方もある中、妥当な数字だと考えております。

【中澤委員】

それは1団体と書いてないから誤解しやすい。見る人によっては、利用者負担金とあるから、10人いたら10人の利用者の負担金が6,600円と見間違え

るでしょう。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

1団体6,600円です。例えば10人であれば10人で6,600円になりますが、人数に上限はありませんので、30人、50人になっても6,600円です。

【中澤委員】

ということが、この約定からは読み取れないという質問だったのです。

【白石委員】

この届出書等の個人情報は、宛先が小金井市の教育委員会、教育長宛てになっていますから、保管等取り扱いも全部、教育委員会、要するに市のほうが担当するということによろしいですね。要するにこの体育館の使用者の民間の法人さんには、個人情報の中身は行かない。あくまでも市が管理して、例えばこの3時間は、どこの団体が利用しますよということぐらいの連絡というようなことでもいいのでしょうか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

基本は教育委員会で保管だと考えているのですが、ただ、利用日当日に関しましてはテクノスカレッジのほうで、雇用されている方にやっていただく形になっておまして、その方に対しては、例えば10人のうち8人しか来ないなど、ある程度の情報というのは、代表者なり責任者の方が来なかったりなんていうのがあったら困りますので、この部分では一定、情報提供というのはさせていただかないといけないと思っておりますので、ここに出ている代表者の方のお名前とか連絡先、こちらに関しては知らせざるを得ないと考えております。

【白石委員】

すいません。ちょっと風邪ぎみで声が聞き苦しくて。そうすると、実態上は理解できるのですが、ここの会は個人情報の保護審議会ですから、そうすると、たとえ一部であっても個人情報を市から民間団体に出すとしたら、その間の関係をどういうふうに整理するかという話になるのではないかと思うのですが、そこはいかがなのでしょう。事務局の方で。

【松行会長】

生涯学習部、現実との対応で、さっき、説明があったのですが、法律論からいくとやはり疑問が残るのではないかという白石委員の御発言でございますが、どう対処されて運営されるのか、説明をお願いします。

【総務課長】

今の外部提供の話でございますが、本日お配りしてございます資料の23ページを御覧いただければと思うのですが、こちらで個人情報の届出を第9条関係でさせていただいてございまして、目的外利用のところ「有」とさせていただいております。

内容は、条例12条2項第1号ということなのですが、12条が……。

【白石委員】

25ページの一番下のアスタリスクのところ。

【総務課長】

そうですね。様式的にはここで本人同意を求めている、届出上はこの23ページの届出で、目的外利用についてもこちらに届出をさせていただいているところ

です。

【白石委員】

はい、了解。

【松行会長】

それでは、そういう現場を含めた対応をやって現実的に処理するというところでございますので、白石委員もただいま御了解いただいたところでございます。

特にその他の御発言ありますでしょうか。

ないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

ただいまをもちまして、保有等届出、報告についての案件をひとまずここで終了いたしまして、次に、諮問及び保有届出、報告を含む形で事案についての説明を事務局からお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問案件でございます。

35ページを御覧ください。「障害者差別解消相談等に係る業務について」、自立生活支援課の案件でございます。

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例が平成30年10月1日から施行されることにより、同条例第12条第1項に規定する特定相談を受けるときや、同条例第13条第1項または第2項に規定する助言またはあっせんの申し立てをするときの様式を定めます。

これに伴い、保有開始の届出を行います。

すでに平成23年度第4回及び平成24年度第3回の情報公開・個人情報保護

審議会には委託の諮問済みであります。今回届出をした様式を使い、障害者地域自立生活支援センターに対して、障害者差別解消対応等業務の追加も諮問します。

36ページを御覧ください。諮問第10号「障害者地域自立生活支援センター運営委託」でございます。

業務の目的としましては、市内に在住する心身障害者が地域社会でその人らしく豊かな生活が送れるよう自立と社会参加をサポートするためでございます。

委託の内容及び委託処理する個人情報の項目につきましては、37ページの別紙「障害者地域自立生活支援センター運営委託」のとおりで、「既諮問済」と記載のあるものは過去の審議会において既に承認をいただいている項目でございます。「追加」と記載のある項目は今回追加で諮問する内容でございます。

参考資料として38ページから40ページには「委託仕様書（案）」、41ページから45ページには、本件委託に関する「個人情報取扱特記事項」を付けております。

諮問に関する保有届としまして、46ページに届出番号28-234「障害者差別解消対応様式一式」を付けております。

個人情報の内容は47ページの記載のとおりでございます。

48ページ、49ページには業務で使用する様式を付けております。

【松行会長】

ただいま諮問及び保有届出報告を含む案件について事務局から説明がございました。本件につきまして、御意見もしくは御質問あればお伺いいたします。

特に御発言がなければ、承認としてよろしいでしょうか。

それでは、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、これで諮問及び保有届出報告を含む案件を終わりにして、次に、本日の冒頭に事務局からの説明がありましたように、介護福祉課の保有届出報告につきまして、事務局から本案件についての説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、50ページを御覧ください。「介護保険業務について（届出番号27-114）」、介護福祉課の案件でございます。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の改正により、平成30年10月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域支援の有効活用の観点から、介護支援専門員（ケアマネジャー）は居宅サービス計画（ケアプラン）

に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとなりました。

届出されたケアプランについては、市町村が確認を行い、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、市として一定回数以上の訪問介護が必要な理由を確認する必要があるため、新たに届出書の様式を保有することから届出を行うものです。

51ページを御覧ください。届出番号27-114「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなります。

様式については52ページに付けております。

【松行会長】

ただいま本案件に関しまして事務局から説明がございました。本案件に関しまして御意見もしくは御質問あればお伺いいたします。

特に御発言がないようですので、本案件を承認といたします。

それでは、2番目の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

では、続きまして、53ページを御覧ください。「介護保険業務について（届出番号27-115）」でございます。

平成29年8月より高額介護（予防）サービス費の「一般区分」の上限額が引き上げられました。上限額の引き上げが介護保険サービス受給者の過大な負担とならないよう、1割負担となる被保険者のみの世帯については、年間上限額を超えた場合に、その超えた分が保険者から償還される3年間の時限措置が設定されました（介護保険法施行令制定附則第21条、同第22条）。

その中で、1年間の計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日）途中で異動のあった世帯については、異動後の市町村における自己負担額に加えて、異動前の市町村における自己負担額を通算する必要があるため、自己負担額証明書や計算結果連絡表收受等の事務も加わります（介護保険法施行規則制定附則第35条、同第36条、同第40条及び同第41条）。

平成29年8月の上限額引き上げから1年が経過し、給付実績情報を把握した後、平成30年10月より年間高額対象者への勧奨や申請受付を開始することに伴い、新たに情報収集し、様式を保有するため、届出を行うものです。

54ページを御覧ください。届出番号27-115「介護保険高額介護（予防）

サービス費（年間上限）業務にかかわる様式一式」でございます。個人情報の内容は55ページの別紙の「記録項目」のとおりとなります。

参考資料として、56ページから60ページには様式を、61ページ、62ページには厚生労働省が周知用に作成したパンフレットを付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から説明が本案件についてございました。

御質問もしくは御意見あれば御発言をお願いいたします。

【白石委員】

56ページからの各種申請書等の様式で、一般的に言うと、様式だけを示していただければいいと思うのですが、これは特定の個人の実際に提出されたものに黒塗りをして、要するにマスキングしているのですが、これは何か意味があるのでしょうか。単純な質問です。

【介護福祉課長】

本様式に関しては白紙のものがなかなか出せず、テストデータを使ったもので、マスキングを処理して提出いたしました。

【白石委員】

これはテストデータ。あくまでも、特定できる個人じゃなくて、テストデータなのね。そうですか。わかりました。

【松行会長】

ちょっとあれですね。

【白石委員】

いいです。

【松行会長】

ほかに御質問、御意見ありますか。

【寺島委員】

先ほどの届出書もそうなのですが、帳簿書類とかというのは、会計の帳簿書類なんかは7年が保存年限だと思いますけど、10年、長期に保存するというのはどういった意味があるのでしょうか。

【介護福祉課長】

ほかの介護保険の関連のものも10年としておりまして、それに合わせた形としております。

【松行会長】

寺島委員、いかがですか。御了解いただけましたですか。

【寺島委員】

長い期間でいいのかなという気もするのですが、はい、わかりました。

【仮野委員】

こういうのは、これの期間は、後いろいろ問題が起きた場合の検証をするため、長いほうがいいのだろうな。介護でミスが起きたりした場合に、どういう介護をしたのかというのを検証する場合に、こういう記録が残っていたほうがいいものね。そういう意味で10年になっているのですか。どうですか。どうしてですか。

【介護福祉課長】

会計処理については、寺島委員がおっしゃったように、債権、債務の関係から5年間ですとか決まりがあるのですけれども、今、仮野委員がおっしゃっていただいたように、介護の認定から始まって、そのときの状態ですとか、さまざまな情報開示の請求などもございます。それとあわせて、確かにどのようなサービスが行われたかというのは検索できるというふうにはなっております。

【松行会長】

御納得いただけましたか。

【仮野委員】

行政文書というのは、基本的には保存期間は長いほうがいいのです。そうじゃないと、今国でいろいろ起きているのは、行政文書をあつと言う間に廃棄したり、もし制度的なミスも犯しても、それが検証できないというような仕組みになっていますね、公文書。多田さんがさっき、こういうのはもっと早くに捨てたらどうだという意見があったのだけど、それも1つの方法かもしれないが、公文書というのは基本的には長く保存したほうがいいのではないですか。もちろんその間に個人情報に外に漏れたりしてはいけませんが、基本的にはそういう考えでいたほうがいいですね。

【松行会長】

福田内閣以降、公文書管理というのは、法律でもってきちんとした制度的な保護と廃棄の区分けを、仕分けをきちんとし、責任持って管理するという体制に変わってきたことは、皆様御承知のとおりでございますが、ただいま仮野委員の最後のコメントがございましたので、そこはよろしく申し上げます。

それでは、総務課長から付け加えて。

【総務課長】

保存年限について担当部局として説明をさせていただきます。文書の保存につきましては、仮野委員のおっしゃるとおり、いろいろな問題も今後あつたりするので、永年保存にしておくのがいいという考え方もあると思うのですが、法定されている保存年限もごさいます。何でもかんでも取っておくとなりますと場所の問題もごさいます。

あと、仮野委員から御案内いただきましたとおり、個人情報も含んでおりますので、個人情報を含む文書については、必要がなくなった時点で速やかに廃棄をしなければならないという考え方もある一方でごさいますので、取っておかなければいけないものは取っておきつつ、必要がなくなったものについては速やかに処分をさせていただきたいという考え方に基づいて、文書の保存年限というのは決めさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

【松行会長】

ありがとうございました。ほかに特に御発言がないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、引き続き説明を事務局からお願いします。

【総務課長】

では、最後の案件でごさいます。63ページを御覧ください。「介護保険業務について（届出番号27-116）」でごさいます。

高額医療合算介護（予防）サービス費の支給計算に当たって、平成27年4月の介護保険制度改正により開始された介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）について、従来の介護保険・医療保険との合算に加えて、新たに総合事業についても合算し、年間の自己負担額を計算することになりました。

それに伴い、1年間の計算期間途中で異動のあつた世帯については、異動前の市町村が本人に発行した自己負担額証明書を市町村の医療保険担当部署から異動後の市町村へ回送し（国民健康保険法施行規則第27条の26第5項）、異動後の市町村において、その自己負担額を含めて支給額を算定する事務が加わりま

す。

上記の施行に伴い、新たに情報を収集し、様式を保有するため、届出を行うものです。

64ページを御覧ください。届出番号27-116「自己負担額証明書」でごさいます。個人情報の内容は65ページの別紙の「記録項目」のとおりとなりま

す。66ページには様式を付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から本案件についての説明がございました。

御意見、もしくは御質問あれば御発言をお願いいたします。

特にないようですので、本案件を承認といたします。

以上をもちまして、介護福祉課の保有届出報告についての案件の審議を終了いたします。

それでは、本日の日程に示しました、「その他」の項目に移ります。「ア、基幹系環境とL G W A N環境間のファイルの受け渡しについて（報告）」を、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

こちらの報告につきましては、担当部局から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【情報システム課長】

それでは、68ページを御覧ください。「基幹系環境とL G W A N環境間のファイルの受け渡し」について、御報告させていただきます。

現在は基幹系環境とL G W A N環境間のファイルの受け渡し時には、管理されている外部媒体、例えばU S Bメモリ等を使用して行っております。

特定個人情報（マイナンバー）を活用した情報連携が始まるのを受けまして、総務省より自治体情報システムの強靱性の向上が示されまして、市と庁内のネットワーク環境を個人番号利用系環境（基幹系）とL G W A N系環境（総合行政ネットワーク）及びインターネット環境とネットワーク環境の整理を行い、平成28年度の第3回情報公開・個人情報保護審議会へ報告をさせていただいたところでございます。

今回構築する「ファイル受け渡し専用機器」は外部媒体を利用せずにインターネットと隔絶された基幹系環境とL G W A N系環境といった庁内のネットワーク間で限られた通信のみを使用してファイルの受け渡しが可能となるものです。

ファイルの受け渡しを行うには、市セキュリティポリシーで定められております所属長が事前確認をして妥当と判断し承認をしなければ、ファイルの受け渡しが出来ない仕様となっており、権限のない者はファイルの受け渡し操作が行えなくなります。

以上のことにより、外部媒体の使用を控えることになり、外部媒体紛失のリス

クや所属長の事前確認といった今まで以上に適正な管理を行うことができ、引き続き庁内のセキュリティを強化する一環として、外部媒体によるファイル受け渡し時の情報漏洩等のリスクを減らすことが可能となるため、本件のファイル受け渡し専用機器を、庁内のネットワーク内に構築することから、報告をするものです。

イメージ図については69ページを御覧ください。

【松行会長】

ただいま担当課から基幹系環境とLGWAN環境の間を取り持つファイルの受け渡しについて、説明がございました。

御質問、もしくは御意見ありましたら、御発言をお願いいたします。

【白石委員】

これは総務省なりJ-LISの統一的な対応なのか、それとも小金井市さん独自の対応なのかを教えてください。

【情報システム課長】

こちらにつきましては、市独自の方針ではございません。国等の流れと関連しているものでございます。

【白石委員】

ということは制度設計の統一なのか、それとも、これは具体としては小金井市独自で組んだということなのですか。

【情報システム係長】

国等から示されましたのは、あくまでも外部媒体の原則使用禁止ということでしたので、他の自治体もこの様な専用機器を置き、対応をするということでしたので、それに倣った形で対応させていただこうと思っておりますので、今回御報告をさせていただいております。

【松行会長】

インターネットと外部環境から独立した庁内ネットワークで今まで以上により品質の高い適正管理をやりたいと。それは国の指示もあって、当市もそれに可及的速やかに対応すると、こういう報告と承ってよろしいのですね。

ほかに質問等ございますか。

【仮野委員】

すぐ終わります。LGWANというのはローカルガバメントという意味ですね。基幹系というのはわかりやすく言うと国という意味ですか。どういう意味ですか。

ちょっとこれは、素人なのでわからないので。

【情報システム係長】

こちらのほうに示させていただいた基幹系環境というものは、皆さんの住民情報でしたり、税情報、福祉情報といった市が保有管理している環境下のネットワークの情報となっております。一切環境外に出ないような形となっております。それとL GWAN総合行政ネットワークとのデータの受け渡しという形で、今回御説明をさせていただいています。

【仮野委員】

基幹系はどこにあるのですか？

【情報システム係長】

基幹系は、庁内にあるのですが、サーバ自体はセキュリティの問題もありますので申し上げにくいところがございますけれども、データをきちんと管理させていただいております。

【仮野委員】

よくわかりました。

【樹委員】

これは、いつから運用されるのでしょうか。

【情報システム課長】

構築をこれからして、今年度中にしたいと思っています。

【松行会長】

ほかに御発言ありますか。

ないようですので、本報告案件を承認といたします。

それでは、その他の案件ですが、引き続きまして、「イ、次回の日程について」の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程は平成31年2月7日木曜日、18時から当会議室をお取りしていただきますが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

【松行会長】

いかがでしょうか。それでは、次回の日程でございますが、会議室の取得等の関係で、事務局案で平成31年2月7日木曜日となっておりますが、いかがでしょうか。

御承認いただけますならば、次回は平成31年2月7日木曜日、午後6時から

当801会議室にて開催をいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして、本日の当審議会の全ての審議を終了とさせていただきます。夜遅くまで御協力、慎重審議に御参加くださいます、まことにありがとうございました。

これもちまして、本審議会を散会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —